

教育研究推進センターにおける研究者教育の実施要項の一部を改正する要項を次のように定める。

(令和3年9月24日教育研究推進センター長裁定)

教育研究推進センターにおける研究者教育の実施要項の一部を改正する要項

教育研究推進センターにおける研究者教育の実施要項（平成29年3月29日教育研究推進センター長裁定）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
<p>(略)</p> <p>(人を対象とする<u>生命科学・医学系研究</u>に関する講習)</p> <p>第5 人を対象とする<u>生命科学・医学系研究</u>を実施する研究者等は、次に掲げる講習等のうち、いずれかを受講するものとする。</p> <p>(1) センターが開催する講習会で、センターが人を対象とする<u>生命科学・医学系研究</u>に関する講習として指定したもの</p> <p>(2) センターが提供するeラーニングで、センターが人を対象とする<u>生命科学・医学系研究</u>に関する講習として指定したもの</p> <p>(3) 前2号にかかわらず、センターが人を対象とする<u>生命科学・医学系研究</u>に関する講習として指定したもの</p> <p>(4) 倫理委員会が人を対象とする<u>生命科学・医学系研究</u>に関する講習として指定したもの</p> <p>2～5 (略)</p>	<p>(略)</p> <p>(人を対象とする医学系研究<u>及びヒトゲノム・遺伝子解析研究</u>に関する講習)</p> <p>第5 人を対象とする医学系研究<u>又はヒトゲノム・遺伝子解析研究</u>を実施する研究者等は、次に掲げる講習等のうち、いずれかを受講するものとする。</p> <p>(1) センターが開催する講習会で、センターが人を対象とする医学系研究<u>及びヒトゲノム・遺伝子解析研究</u>に関する講習として指定したもの</p> <p>(2) センターが提供するeラーニングで、センターが人を対象とする医学系研究<u>及びヒトゲノム・遺伝子解析研究</u>に関する講習として指定したもの</p> <p>(3) 前2号にかかわらず、センターが人を対象とする医学系研究<u>及びヒトゲノム・遺伝子解析研究</u>に関する講習として指定したもの</p> <p>(4) 倫理委員会が人を対象とする医学系研究<u>及びヒトゲノム・遺伝子解析研究</u>に関する講習として指定したもの</p> <p>2～5 (略)</p>

6 センターは、第3項及び第4項に定める講習等を受講した者を、人を対象とする生命科学・医学系研究講習受講者(以下、臨床研究等講習受講者という。)として登録する。

7 (略)

(略)

附 則

この要項は、令和3年9月24日から実施し、改正後の教育研究推進センターにおける研究者教育の実施要項は、令和3年6月30日から適用する。

【改正理由】

令和3年3月23日付で「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」が新たに制定されたことに伴い、所要の改正を行うものである。

6 センターは、第3項及び第4項に定める講習等を受講した者を、人を対象とする医学系研究及びヒトゲノム・遺伝子解析研究講習受講者(以下、臨床研究等講習受講者という。)として登録する。

7 (略)

(略)